

せん。さらに、官庁ならではのカルチャーがあります。つまり、「前例踏襲」、波風を立てることを避ける「事なかれ主義」、そして、「失敗は絶対NG」、というものです。

日本の経済や全体の勢いが右肩上がり で伸びていた時代には、それは大切で必要なことだったと思います。でもこの時代でもそうした規範はふさわしいものでしょうか。ひとつの地域に腰を据えることができた私ですが、そうした公務員のハードルと向き合ううちに、「じゃあ副業でそれをやろう！」と思うようになりました。

高齢化と人口減少が進んで、地域に人材が不足していることは明らかです。公務員でも、ひとり何役もこなしていかなければ、地域社会が持たなくなると思います。だから私は、無報酬の副業にも取り組んでいるわけです。動機には、それが自分のためにもなって面白い、ということもあります。

民間企業はもとより、現在は自治体職員にも少しずつ副業が認められるようになっていきます。この傾向は、ゆっくりと進むと思います。つまり、繰り返しますが、一人二役、三役をするくらいでなければ、社会がまわらなくなってしまうからです。

副業には、経済的な側面のほかにも、たくさんのメリットがあります。まず、「人脈が広がる」。そして、「自分の裁量が広がり」、「スキルアップ」になる。一方でデメリットを上げれば、本業以外の時間にやるわけですから、当然「忙しく」なります。無報酬が厳しいな、と思うかもしれません。

その上で近年、特に働き方改革が叫ばれるようになった 2018 年から、厚生労働省が指標として提示している「モデル就業規則」では、副業禁止規定が「許可制」から「届け出制」となりました。地方公務員法の第 38 条(営利企業等の従事制限)には、「任命権者の許可なしに営利企業を経営してはならない。また事務も禁止とする」とありますが、学校のクラブ活動の指導や地域の基幹産業への従事など、公益性の高い活動については、副業解禁の動きが出はじめているのです。兵庫県神戸市では 2017 年 4 月に全国で初めて解禁されて、奈良県生駒市がこれに続きました。北海道では道南の鹿部町で 2019 年 11 月から、道内で初めて解禁されました。ちなみに石狩市では、まだ解禁されていません。

収穫の時期など、一次産業の人手不足が死活問題になっている、という地域も少なくありません。その意味でも、公務員の副業禁止規定は、これからゆっくりと緩和されていくのではないかと、私は見えています。

◎小川 耕平 氏 (平成 26 年卒 / 弁護士)

「弁護士への道」

○「基本的人権」とは。「社会正義」とは

まずそもそも弁護士とは何か。弁護士法の第 1 条第 1 項にはこうあります。

「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし、この使命に基づいて誠実に職務を行う者をいう」。

さて、では「基本的人権」とは何でしょう。皆さん改まって深く考えたことはないのではないのでしょうか。

基本的人権にはまず、言論の自由、宗教の自由、職業選択の自由といった「自由権」があります。次に、教育を受ける権利、健康で文化的な最低限度の生活を受ける生存権といった「社会権」。そして、投票できる権利、立候補できる権利といった「参政権」があり、国家賠償請求権、刑事補償請求権といった「請求権」があります。さらには、法の下での平等を謳う「平等権」も重要です。

そして、その実現が使命とされている「社会正義」とは-

これは、人が社会生活を送るうえで求められる正義、あるいは「基本的人権を国民の社会生活上で実現するための正義」、などと言われますが、でも何をもって基本的人権を実現するための正義なのか、これは私にも説明しきれません。そもそも正義という概念は各自が持つ相対的なものなので、一概には言えないのです。これを議論するとそれだけで今日の時間を費やしてしまうので、ここで留めておきます。

弁護士の活動の領域は、裁判上の法廷活動、裁判外の紛争予防活動、人権擁護活動、立法や制度の運用改善に関与する活動などにあり、さらには、企業や地方公共団体などの組織内での活動など、社会生活のあらゆる分野に広がっています。そのため弁護士とは、一般市民が巻き込まれる「紛争」について、法律の専門家として適切な予防方法や対処方法、解決策をアドバイスする「社会生活上の医師」とも呼ばれます。医者が患者を診て治療法を考えて処方箋を書くように、弁護士は、紛争という社会の病気を治療しているわけです。

○弁護士の具体的な仕事について

弁護士の具体的な業務として、まず民事事件があります。離婚や相続、金銭の貸し借り、不動産の賃貸借や売買、交通事故、医療過誤などなど、日常生活の中で起こりうる争いごとに関与するものです。なぜ弁護士が必要かといえば、当事者だけで解決しようとするれば、弱い立場の人が不利益をこうむってしまうからです。

以前私の友人が、ススキノのぼったくりバーでひどい目にあったことがありました。後日談として聞いたので私は関わっていませんが、彼はとんでもない料金を請求されて、警察に電話したくても怖い人たちに囲まれていたのでそれもできません。泣く泣く支払ったのでした。この場合もし警察が来ても、警察は「民事不介入」ですから、暴力沙汰にもなっていない段階でできることはないでしょう。一方で弁護士が依頼されれば、なんとかあとで請求書を送ってもらうように話をつけて、その請求をもとに交渉に入ります。暴力バーが相手にするのは、その時点から弁護士になります。つまり壁になって彼を守りながら、その店と交渉するのです。

弁護士はこれらの民事事件について、法律相談や、依頼者と打ち合わせながら方針を決めて、相手方との示談交渉、あるいは訴訟や行政庁に対する不服申立てといった法律事務を行います。

そして刑事事件。刑事事件は、罪を犯した疑いのある人の捜査や裁判に関する事件です。どんな人でも検察官が裁判所に訴えを起こす（起訴する）前は被疑者、起訴された後は被告人といいますから、報道ではこの呼び方に注意してみてください。

刑事事件において弁護士は、被疑者や被告人の身柄解放に向けた活動や、量刑を下げるための公判活動などをします。

三つ目に企業法務の分野があります。民間企業の企業活動をめぐる仕事です。企業が「紛争」に巻き込まれる前に予防する予防法務や、企業にとって不利な契約を締結されないように契約書チェックをするアドバイザー業務などがあります。実際に紛争に巻き込まれた場合には、裁判などで、その紛争を解決する活動を行います。

通常は、民間企業と顧問契約を結んで、外部アドバイザーとして一定の距離を保ちながら法的アドバイスをします。でも企業内弁護士として、実際にその企業の法務部などに所属する弁護士もいます。

○弁護士の勤務形態

私はいま、札幌の諏訪・高橋法律事務所という法律事務所に所属しています。私のような立場の弁護士は、俗に居候弁護士、イソ弁、などと呼ばれます。イソ弁はボスの弁護士（ボス弁）の業務を補助する弁護士で、通常は弁護士1年目から3年間ほど、ボス弁の事件処理を手伝いながら仕事を学んで、固定給として報酬を得ます。

このほか多くの事務所では、イソ弁に個人で事件を請け負うことを認めています。事務所を通さずに個人で受ける（個人受任）仕事では、得た収入のうち一定の割合で、ボス弁や事務所に支払います。

ボス弁とは、経営弁護士と呼ばれる弁護士で、自ら法律事務所を開設して、営業活動や経理、人事採用といった事務作業から事件処理まで事務所経営のすべてを行います。営業力、事務処理能力など、マルチな能力が問われる弁護士です。一方で、中には司法修習を終えてその考試（二回試験と呼ばれます）をパスしてすぐに自分の事務所を設立する人もいます（これを即独と呼びます）。

私もキャリアを積んだのち、将来的にはボス弁をめざしています。また軒先弁護士という形態もあります。読んで字のごとく法律事務所という軒先を借りて事件処理をする弁護士で、イソ弁との違いは、ボス弁の事件

処理を補助するか否か。この形態では、個人で受ける事件のみを扱います（事務所の弁護士として活動することもあります）。この場合も、個人で得た収入のうちから一定の割合を事務所に支払います。

さらにパートナー弁護士という形態があります。

弁護士が数十名程度在籍する大規模法律事務所で、事務所の所長以外で共同経営をしている弁護士のことで。各種受任案件の責任者であり、法律事務所の運営方針や採用活動などに関する決定権も持ちます。事務所の規模からいっても、札幌弁護士会ではパートナー弁護士の数は少ないと思います。

そしてアソシエイト弁護士。事務所の共同経営者であるパートナー弁護士の業務を補助する勤務弁護士です。重要な決定・判断はパートナー弁護士やボス弁が担い、アソシエイト弁護士は、主に法令の調査や判例調査、特許の申請、契約書の作成およびレビュー、M&Aを行う際のデューデリジェンス（投資先の価値調査）などの仕事をします。

中小規模の法律事務所であれば、地域社会で発生する各種民事事件と刑事事件などがメインとなるでしょう。

それから企業内弁護士。彼らは民間企業に就職して、契約書のチェックなどを行います。

では私が毎日どんなことをしているのか、だいたいのところをお話しします。メインは、裁判に関する書面の起案で、もっぱらパソコンの前に座ってキーボードを叩いています。そのために、膨大な法令や判例を調べなければなりません。まだキャリアの浅い私にとって、調べるだけ時間がすぎていく、という日もあります。

それと、依頼人からの相談や、それに対するメールの返信、ほかの人からの法律相談、顧問相談。さらに刑事被疑者や被告人の接見をして、裁判の内外での活動も欠かせません。先にふれた委員会の活動もあります。

出出勤は自由なので、早く終わるときもあります。忙しいときには夜 10 時をまわったり、土日祝日にも働きます。関わる顔ぶれも状況もさまざまな、つねに数十件の事案がまわっていますから、ストレス耐性がないと弁護士は務まりません。

でも、ただ忙しいだけでは当然心身が持ちませんから、私の場合は時間が空くと好きなソロキャンプやサウナを楽しみます。時間は比較的自分の裁量で使えますから、そうしてからっぽになる時間を作って鋭気を養います。ある先輩は、弁護士の心はケバブ（肉の塊を垂直のクシに刺して回転させて焼いていくアラブ料理）みたいなもので、仕事のたびにその肉をそぎ落とすことになるから、ときどき肉を補充しなければならないんだ、とっていました。

○法科大学院に進学。司法試験合格まで

皆さんの中にも法科大学院を意識している人もいるかもしれませんが、説明しましょう。現在北海道で法科大学院は、北海道大学にあるだけです。法科大学院には、法律の専門教育を受けてきた人が対象の既修者コースと、それ以外の未修者コースがあります。私は未修者コースです。同期は 22 名、男女比は 2 : 1 くらいでした。授業は、主に司法試験で出る科目で、自習室の中で席を一つ与えられていたため、授業以外はそこで勉強という生活です。長期休暇では、ロー同期とゼミを組むなどして、試験対策を行いました。

2 年に進級すると既修者コースの人たちとともに学ぶようになります。授業内容も、司法試験科目のほか、実際に法律相談を行うなど実践向けのものもあって、モチベーションが維持されました。授業のない日でも一日 8 時間くらい、土日祝日も休みなく勉強していました。

ラストの 3 年次では、自習室は毎日満員状態。授業は司法試験科目というよりも、その後の司法研修、実務向けの授業が主となります。放課後は、みんな自習室や図書館に残って試験勉強。一日 10 時間くらいです。毎週日曜日は、予備校の司法試験対策模試に参加しました。

そうして臨んだ平成 30 年度（2018）の司法試験。手応えはあったのですが、不合格でした。いっしょに頑張ってきた仲間は受かったので、よけいに激しいショックを受けました。とても立ち直れませんでした。そして次の年。そのショックから完全には回復していないような状態で、またダメでした。気持ちが持たないだろうと考えて、司法試験受験は 3 回までと決めていました。つまり次の年は背水の陣になります。はたして、そこで合格することができました。

令和元年度（2020）の合格者は、同期でいうと 22 人中、私を入れて 3 人。合格率 13%でした。かつては苦節 10 年という人もいましたが、現在の制度では受験回数は 5 回に制限されています。

しかし司法試験に合格した人がすぐ法曹界に進めるわけではありません。司法試験合格は、司法研修所に入所できる資格を得ることができた、ということなのです。現行の司法試験は 2006 年から始まりましたが、最も受験者数が多かったのは 2011 年の 8765 人。最多合格数は 2012 年の 2102 人、最低合格率は 2014 年の 22.58%で、今年も 3367 人の受験で 1403 人の合格。合格率 45%です。しかしこれは研ぎ澄まされた精鋭たちが受験してこの数字ですから、受験者の半分近くが合格するんだ、と思うのは間違っているでしょう。

司法研修では、1 年間にわたって法律実務を学びます。この間、給与や住宅手当もそれなりに出ます。メインは、9 カ月にわたって各地の地方裁判所、地方検察庁、弁護士会（法律事務所）の実務現場で行われる分野別修習です。これを経て裁判官、検事、弁護士の中から、自分の進路を選びます。

修習地は 1~3 群に分かれ、1 群は人気の高い首都圏や札幌などの大都市で、抽選になります。北海道では 3 群に函館、旭川、釧路があります。3 群では希望がかないませんから、私は函館を選びました。

最後に埼玉県和光市にある司法研修所で全員が集まり、最後の試験、「二回試験」に向けた授業が続きます。

ちなみに法曹の中で私が弁護士になりたいと思ったのは、自分の裁量で幅広い世界と関わりながら仕事できて、それなりの収入が得られるからです。これが例えば検察官志望だと、被害者を守る正義に殉じたいとか、裁判官の場合は、社会の中立性とか安定性を守りたい、という人が多いと思います。

二回試験では、「民事裁判」、「刑事裁判」、「検察」、「民事弁護」、「刑事弁護」の 5 科目が出題され、1 科目につき 7 時間を、合計 5 日間行うハードなものです。1 科目でも不可となれば、不合格です。9 割以上は合格しますが、不合格となった場合、翌年の二回試験まで法曹になることができない上、不合格者というレッテルを貼られてしまいます。

司法修習を終えると、弁護士活動をすることはできます（即独）。しかし多くは、私のような居候弁護士となるため、司法修習中に弁護士事務所で面接を受けるなど就職活動を行い、内定をもらいます。

最後に皆さんに強調したいことを言います。私は小樽商大から弁護士の道に進みました。珍しい例ではありますが、この大学の卒業生には、たくさんの社長のほかに、医者となった先輩もいます。皆さんにはいろんな可能性があるのです。いま思えば商大の自由な学風はとても魅力でした。現在のこの時間が、自分自身のために使える貴重な時間です。進みたい道について、やってみたいことをめぐって、じっくり考えてみてください。そのとき、自分の頭の中だけではなく、家族や友人や恋人など、いろんな人と話してみましょ。学生生活をおくる今この時間がとても大切です。

◎久住 奈水子 氏（昭和 62 年卒／全国通訳案内士・通訳者）

「ライフシフト～好きなことを仕事にして人と人をつなぐ～」

○男女雇用機会均等法の第 1 世代として

インターネットがない時代の一般的な就活は、送られてくる分厚い就職雑誌を見て、希望する会社に、雑誌についているハガキを出すことから始まります。すると企業から説明会の連絡が来ます。また先輩たちがリクレーターとして大学に来て、企業説明や相談にのってくれたりもしました。

雇用において男女の平等をめざす男女雇用機会均等法が 1986 年にできて、私はその第 1 世代にあたります。でも男女差は現前としてあり、特に地方の大卒女子にとってはまだまだ厳しい時代です。女子の採用は短大卒まで、と限定していた企業もけっこうありました。男子には企業から連絡がふつうに来るのに、女子の場合はこちらから問い合わせなければ説明会にも行けないこともありました。

就職しても女性は結婚すれば退職するもの、という風潮が一般的でした。でも 80 年代の後半は日本の経済

にとっても活気があった時代で、最終的に私は住友商事に就職することができましたし、友人たちも有力企業に就職が決まりました。

住友商事では自動車の輸出に関わる部門に配属されました。総合職の男性のアシスタント的な仕事ではありませんでしたが、英語を使う機会もあるのがうれしかったです。やりがいもそれなりにあり、華やかで活気にあふれていて楽しい職場でした。でも3年ほど経つと忙しさにやや疲れてしまい、札幌に戻りました。ほどなくして、通訳につながる人生が、札幌から始まっていきます。

ここで今日のテーマである「ライフシフト」についてお話しします。

この言葉はイギリスの組織論の研究者リンダ・グラットン教授の日本語版著作のタイトルです。人生が70～80年くらいのもと考えられた昔なら、会社勤めの人が60歳くらいで定年を迎えたら、あとはゆったり余生を楽しむといった生き方が一般的でした。でも100年となると、余生が長すぎます。ひとつの組織に雇われることを軸にした生き方だけでは幸福にはなれません。だから人生をマルチステージとして考えて、時代やキャリアが変わることに合わせてもっと主体的に生きることが求められるでしょう。途中で学び直したり、新しいことを吸収したり(新たな技能やスキルを学ぶことを最近では「リスキリング・Reskilling」といいますね)。また地域の活動に取り組んだり、家族や友人たちとの時間を豊かにすることも大切になります。そのための基盤になるのは、生活力であり、心身の健康です。

私自身のことに引きつけていけば、私は変化に応じて自分を変えていって、自分が変わることで新たな世界が広がりました。

住友商事をやめて札幌にもどり、しばらくして結婚して娘が生まれます。夫が仕事でカナダのトロント大学に留学することになり、家族で1年3カ月ほど暮らしました。外国での子育ては大変だなとは思いましたが、私は絶好の機会に恵まれて、向こうの語学学校にも通おうと思いました。娘が小さいので保育所を調べてみると、外国人にも門戸を広げたチャイルド・ケア(保育所)がちゃんとあり、週2、3回預けることができました。

語学学校は市が運営する学校がたくさんあり、しかも無料で通うことができました。さすがは移民の国だな、と思いました。クラスは10～15人くらいで、いろんな国籍の人がいます。とても刺激を受けました。そしてトロントで、日本から来ているある人と出会い、それが縁で、帰国後、ECCジュニアのホームティーチャー(幼児・小学生～高校生・大人向け英語講師)になりました。1997年、次女が生まれた年です。

ホームティーチャーの仕事は放課後から始まるので、日中に家事や育児・PTAや趣味の活動もしながら無理なく働けて、自分なりのワークライフバランスがうまく取れたと思います。カナダで出会った方が、そういう働き方ができるよ、と誘ってくれたのでした。

英語の講師は、その後20年も続けることになります。やはり子どもたちを教える楽しさがありました。アルファベットも読めなかった子が、いつのまにかみんなの前で堂々と英語で話せるようになったり…、講師でありながら保護者のような気持ちでも教えていました。子どもたちも、学校と家の中間にある私の存在を頼ってくれるようになり、楽しくやりがいもある充実した仕事でした。

私はいま、「英語講師」と並行して「通訳者」と「通訳案内士」としての仕事をしています。「講師」については少しお話ししましたし大学生ならなじみのある仕事だと思います。今日は後者のふたつについて特に紹介したいと思います。具体的な説明はこれからしていきますが、この3つに求められることは共通しています。

まず英語ですね。それと、臨機応変な力や、ホスピタリティ。また、もっと深いところで3つに共通しているのは、「人を何かにつなぐ」、ということです。ビジネスでも交友でも、人と人をつなぐ。さらに観光の文脈で言えば、人(ツーリスト)と土地。教育でいえば、英語を教えることで人とその未来をつないでいるのだ、と思っています。

○通訳者にライフシフト

ホームティーチャーをして15、6年たったころ、子育ても落ち着いてきましたし、生徒さんにハッパをかけ